

函 市 国

令和4年（2022年）10月3日

報道機関 各位

函館市市民部

国保年金課長 松 原 崇

函館市国民健康保険料納入通知書および国民健康保険被保険者証
送付用封筒の広告主の募集について

このことについて、別紙のとおり募集をいたしますので、報道についてのご
協力をよろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先>

函館市市民部国保年金課

資格担当 山田

電話 21-3150

函館市国民健康保険納入通知書および国民健康保険被保険者証送付用封筒の広告主を募集しています

函館市市民部では、国民健康保険被保険者証および国民健康保険料納入通知書送付用封筒の裏面に掲載する広告の広告主を募集しています。

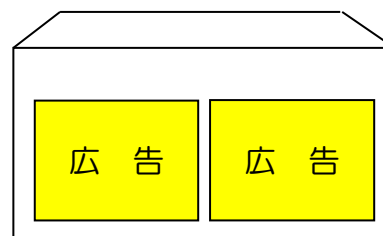
国民健康保険被保険者証および国民健康保険料納入通知書は、約4万世帯に送付されることから、多くの方の目に触れる機会が多い広告価値の高い媒体です。是非ご利用ください。

● 広告媒体・募集枠数・広告掲載料等

広告媒体	印刷枚数(枚)	使用期間	色	募集枠数	広告掲載料(1枠あたりの最低価格)
国民健康保険被保険者証送付用封筒	60,000	令和4年7月中旬から概ね1年間	紫1色	2枠	120,000円以上
国民健康保険料納入通知書送付用封筒	62,000	令和4年6月中旬から概ね1年間	紫1色	2枠	124,000円以上

【広告掲載箇所イメージ】

- ※ 募集の1枠のサイズは、縦7cm×横10cmです。
- ※ 1つの封筒で2枠分を応募し、1枠として使用することもできる。
- ※ 被保険者数によっては、封筒の使用枚数が印刷枚数を下回る場合がある。
- ※ 広告掲載料には、消費税および地方消費税を含む。



● 掲載できないもの

- ・法令等に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・公序良俗に反するものまたはそのおそれがあるもの
- ・政治性のあるもの
- ・選挙に関するもの
- ・宗教性のあるもの
- ・意見広告
- ・個人または法人の名刺広告
- ・景観および風致を害するおそれがあるもの
- ・公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの
- ・市税を滞納しているものに係る広告
- ・その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると判断されるもの

●申込方法

別紙の「広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告原稿とともに市民部国保年金課へ郵送または直接提出してください。

※ 「函館市広告掲載要綱」、「函館市広告掲載基準」および「函館市国民健康保険被保険者証および国民健康保険料納入通知書送付用封筒広告掲載取扱要領」をご覧のうえ、お申し込みください。

●募集期間

令和4年10月1日(土)から令和4年10月31日(月)まで

※ 郵送による場合は、10月31日(月)の消印まで有効とします。

●広告掲載の可否

審査終了後、広告掲載(非掲載)決定通知書により、掲載の可否を通知します。

●広告掲載料の納入

広告掲載決定通知書に同封の納入通知書により広告掲載料を納入していただきます。

●お申し込み・お問い合わせ

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

函館市市民部国保年金課資格担当 (電話0138-21-3150)